

平成27年度 2号・3号認定子ども 秩父市保育料表

国の利用者負担予想額

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			満3歳未満児		満3歳以上児	
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯		9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
第8階層		397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円



秩父市保育料表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			3歳未満子ども		3歳以上子ども	
国階層	市階層	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円
第3階層	第3階層	第1階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	9,200円	9,200円	7,800円	7,800円
	第4階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,150円未満	11,300円	11,100円	9,600円
	第5階層		12,150円以上 24,300円未満	12,100円	11,900円	10,300円
	第6階層		24,300円以上 36,450円未満	12,900円	12,700円	10,900円
	第7階層		36,450円以上 48,600円未満	13,500円	13,300円	11,500円
	第8階層		48,600円以上 56,800円未満	15,900円	15,600円	14,200円
	第9階層		56,800円以上 65,000円未満	18,600円	18,300円	16,700円
第10階層	65,000円以上 81,000円未満		19,800円	19,500円	17,700円	
第4階層	第11階層	81,000円以上 97,000円未満	20,800円	20,500円	18,700円	
	第12階層	97,000円以上 109,000円未満	23,300円	22,900円	21,400円	
	第13階層	109,000円以上 121,000円未満	25,700円	25,300円	24,000円	
	第14階層	121,000円以上 145,000円未満	28,100円	27,600円	26,100円	
	第15階層	145,000円以上 169,000円未満	30,900円	30,400円	27,600円	
第5階層	第16階層	169,000円以上 213,000円未満	34,700円	34,100円	30,000円	
	第17階層	213,000円以上 257,000円未満	38,300円	37,700円	30,000円	
	第18階層	257,000円以上 301,000円未満	42,300円	41,600円	30,000円	
第6階層	第19階層	301,000円以上 397,000円未満	48,000円	47,200円	30,000円	
第7階層	第20階層	397,000円以上	52,100円	51,200円	30,000円	

平成27年度 2号・3号認定子ども 秩父市保育料表(母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等の軽減)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			満3歳未満児		満3歳以上児	
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 48,600円未満	18,500円	18,300円	15,500円	15,300円



各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			3歳未満子ども		3歳以上子ども	
国階層	市階層	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	第3階層	第1階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	8,700円	8,700円	7,300円	7,300円
	第4階層	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,150円未満	10,700円	10,500円	8,900円
	第5階層		12,150円以上 24,300円未満	11,500円	11,300円	9,700円
	第6階層		24,300円以上 36,450円未満	12,300円	12,100円	10,200円
	第7階層		36,450円以上 48,600円未満	12,800円	12,600円	10,800円